

第7日

令和7年12月10日（水）

午後1時零分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、14番柴山恭子議員の質問を許可します。14番柴山恭子議員。

（14番柴山恭子君登壇）

○14番（柴山恭子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、外国人向けマンション建設計画について申し上げます。この件は、6月議会以降、様々な情報が地域に流れ、住民の皆様の中に不安や反対の声が広がっております。しかしながら、現時点で市民に共有されている情報は限られており、SNSやインターネット上の断片的な情報だけが先行している状況です。こうした中で、不安が膨らむのはある意味当然のことだと私は受けとめております。そこで、本日は市民の皆様にご正確な現状をお伝えする機会としたいと考えております。

次に、6月議会での懲罰問題について触れさせていただきます。この懲罰に反対した私たちが建設反対派、賛成した議員が賛成派とされていることです。これは全くの誤解であります。マンション計画に関する報告は全員協議会で行われました。立石地区に住む私は、この計画について昨年より地域の方々からお話を聞いており、コミュニティでもどう対応すべきかを話し合っておりました。4番議員の一般質問で、もし市内に大型マンションが建設されるのであれば、地元企業がしっかり関わって設計施工できることを望むというような、建設そのものに反対するような意見はなかったと記憶しております。では、なぜ懲罰委員会が開かれたのか。それは、4番議員の質問が中国の国防動員法など市町村の行財政に全く関係がないと思われたことです。議長は4番議員の質問は、外資系企業の建設計画に関する質問との理解をし、一般質問の範囲を逸脱していると判断されたためです。4度の注意にもかかわらず、質問が続行されたことで、議会は一時休憩となり、結果として懲罰委員会が設置されました。私がこの懲罰に反対したのは、議員の質問に対して懲罰という対応は過剰であり、注意にとどめるべきだと考えたからです。議員の一般質問の目的は、住民と常に接し、活動を共にする私たちにとってこのことを執行部に伝え、政策として生かしていくなどの目的や効果があります。また、執行部のみならず、他の議員や住民の皆様にご伝えたいことでもあります。だからこそ自由に質問できるべきであります。このような経緯の中で、誤解や行き違いが重なり、大きな問題となってしまったことを非常に残念に思っております。

本日は、こうした背景を踏まえ、市が把握している全ての情報をこの議場で明らかにしていただき、冷静な議論をお願い申し上げ、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。私は、全ての情報をこの議場で発表するようにお願いしましたので、少々長くなるろうとも、

この報告を聞いていただきますようによろしくお願いいたします。これより私、質問席で続行させていただきます。よろしくお願いいたします。

(14番柴山恭子君降壇)

○議長（小島清人君） 14番柴山恭子議員。

○14番（柴山恭子君） マンション建設計画が報道され、堤の住民から今回のことはとても不安であり、住民説明会を求める署名運動をしたいと相談がありました。私は、SNSなど、顔の見えない署名は反対するが、自らが応対するような形でされるのであれば、賛成すると答えました。彼女は、夜勤明け郵便局の前に立ち、私の手元に1,301筆の署名を集められました。私はそのコピーを預かりました。それがこれです。個人情報ですので私は中を確認をしておりますが、全て朝倉市民の皆さんだそうです。市役所にも出しておりますので、これは間違いないことだと思います。住民の信頼を高め、行政の透明性を確保するためにも、情報の全てを開示し、この計画についての正確な情報の共有が必要です。まず、この計画について持てる情報の全ての報告をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 今回のマンション計画につきまして市議会全員協議会を通じて議員各位には情報共有しているところでございますけれども、改めてこの場で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、マンション建設計画予定地を含みますゴルフ場の土地を所有する企業と、その敷地内でゴルフ場を運営する企業及び今回マンション建設を計画しております建設事業者はそれぞれ別企業であることをお伝えしたいというふうに思います。

次に、マンション建設計画に関するこれまでの経緯について時系列で説明をさせていただきます。長くなりますが、御了承いただきたいと思います。

まず、今から約1年半前の令和6年5月18日、建設事業者が地元に対し事業概要の説明を実施いたしました。この説明会は地元からの依頼により、市から建設業者に対して実施設計前に地元へ説明するよう要請したものでございます。説明会では、計画概要はあくまでもこの時点の計画段階での想定であるということでしたが、1つ目に事業者について、2つ目に事業の概要について、3つ目に計画の工程について、4つ目に事業計画の内容についてなど、建設事業者から地元の住民に対し説明が行われたものでございます。

次に、同じ月の5月30日でございますが、地元の役員の皆様が市役所に来訪されまして、マンション建設計画について市との面談を行われております。この面談の中で、地元からは1つ目に井戸水の使用については反対であること、2つ目に外国企業に対する不安を持ってあること、3つ目に子供が増えた場合の学校の問題があること、4つ目に自治区については地元とは別にしてほしいなど、マンションが建設された場合の問題や不安について意見が出されております。

2か月後の7月30日でございますが、近隣の地区より市に対しまして、陳情要望書が提

出されました。その内容はマンション建設計画に対しまして、井戸水の使用は無条件での受入れはできないということと汚水処理は合併浄化槽の予定となっているが、佐田川への流入により近隣の地区の農作物等にも影響を及ぼす懸念があるというものでございました。そのことから、建設事業者に対しまして、近隣の地区への地元説明会の開催を要望されております。市としましては、翌日この要望の内容及び近隣の地区に対する地元説明会の開催について建設事業者へ伝えたところでございます。

次に、8月8日でございますが、地元より市に対しまして要望書が提出をされました。その内容は、1つ目にマンション入居者のコミュニティについて、2つ目にマンション建設計画に関する市役所担当窓口の設置について、3つ目に上下水への対応について、4つ目に生活雑排水の水質汚濁防止について、5つ目に工事期間中の騒音、振動、大気汚染対策、工事車両の通行、交通量の把握について、6つ目にごみの分別など、環境保全に対するマナー教育についてでございます。

続く、8月20日、市が市議会全員協議会において建設事業者が地元へ令和6年5月18日に説明しましたマンション建設計画の概要について市議会へ情報共有を行ったところでございます。

翌月の9月18日でございますが、地元から出されました要望書に対する市からの回答書を地元へ提出したところでございます。

ここまでが令和6年の経緯となります。その後、マンション建設計画につきましては、当初建設事業者が想定しておりました工程に対し、具体的な進捗がなく、約1年が経過しております。今年に入りまして、令和7年9月の16日でございますが、市内外の方から市に対しましてマンション建設計画に関する苦情の電話や問合せが殺到してまいりました。このことから、9月19日、市が朝倉市コミュニティ協議会会長会でマンション建設計画の状況について説明を行っております。説明した内容につきましてはこの時点で市が知り得ている情報、それと現段階で工事は未着手であり、建築確認申請もなされていないことを報告したものでございます。

それから3日後の9月22日、市が市議会全員協議会でマンション計画に関する状況について市議会へ情報共有を行いました。その内容は、1つ目に市に対する苦情の電話やメールの問合せ状況について、2つ目にマンション建設計画の現在の状況について、3つ目に建設事業者の建築設計業者が変更されたこと、現在は建築設計中で当初の計画より相当遅れていること、4つ目に給水については、井戸水を使用することで検討されているが、市としては地元の意向を踏まえた対応をお願いしていることなどを報告しております。

また、同日の9月22日、福岡県が建設業者に対しまして、開発許可はしていないとの発表を行っております。福岡県はこの会見の席で、マンション建設予定地の朝倉市において面積が3,000平方メートル以上の開発については県知事の許可が必要であること、また、マンション建設計画に対し福岡県が何らかの許可をした事実はないこと、そして現地を確

認したが工事に着手した様子はないとの発表がなされております。

この福岡県の会見の翌日でございますが、9月23日、前日に福岡県が発表した内容が西日本新聞、朝日新聞、読売新聞の新聞3社に掲載をされました。そのうちの2社はこの県の対応について異例の発表、異例説明というふうに書かれておりました。

また、この福岡県の会見から17日後の10月9日、建設事業者が自社のホームページでマンション建設計画についてのコメントを出しております。その内容は、1つ目に、現在のところ1棟のマンションの建設を予定していること、2つ目に購入者の国籍の比率については、外国人富裕層の別荘やセカンドハウス需要を見込んだ仮定であり、購入者の国籍を限定するものではないこと、3つ目に、建設を予定しているマンションは日本国内の不動産市場における一般的な分譲マンションであり、国籍を問わず広く販売をすること、4つ目に購入者の属性は今後の市場動向や需要に応じて最終的に決定されるものと考えていることをコメントをしております。

続きまして10月16日、朝倉市長が北九州市で開催された福岡県市長会総会でマンション計画について発言を行っております。発言の趣旨としましては、1つ目に外資系企業が日本に参入する際の秩序の保持や規制については、一自治体の実現するには大きな限界を感じていること、2つ目に今後このような問題はこの市町村でも起こり得ることが考えられ、国が主導して法を整備することが必要であり、そのためには国に対し地方からも声を上げていくことが重要であるといった内容でございました。

同月の10月27日から10月29日、西日本新聞に特集が生まれ3日間にわたり連載記事が掲載されております。

続いて、翌月の11月7日、西日本新聞に「朝倉のマンション困難」の記事が掲載されました。この新聞記事では、1つ目に建設予定地の企業関係者が反対の声が強く上がっている状況では建設に協力できないと述べ、マンション建設が困難になったとの見解が示されたこと、2つ目に市内で反対運動が起きていることを踏まえ、地域との関係も考えるとマンション建設には協力できないとの判断に至り、その旨を建設事業者にも伝えたこと、3つ目に11月5日に開催されたゴルフ場の懇親会の席上でマンション建設予定地を所有する企業のオーナーが土地開発に協力する話は白紙に戻すと発言されたことが書かれております。

なお、マンション建設事業者は西日本新聞社の電話取材に対しまして、自社のホームページで既に公表している情報に変更はないと述べたというふうに書かれております。市では、この新聞記事の内容について企業関係者に事実確認を行いました。新聞記事の内容については事実であり、それ以上でもそれ以下でもないとの回答を得たところでございます。

その後の11月9日、朝倉市内でマンション建設計画中止を訴える反対のデモが開催されました。発端は、外国人の居住を想定したマンション建設計画の情報がSNSを中心に広

まって反対運動に発展し、デモ開催実施がSNSで広く呼びかけられ、当日は市内外から約150人が参加され、甘木公園から三福町交差点間を午前11時から12時までと午後2時から3時までの2回に分けてマンション建設反対を訴えるデモ行進が行われております。このデモ行進後は、街宣活動及び署名活動が行われました。

この反対デモから2日後の11月11日、西日本新聞に「マンション計画説明会を求めデモ」の記事が掲載されております。この新聞記事では、デモは市民の有志が主催し、市内外から約150人が参加したことや、建設事業者による説明会の開催や建設中止を求めデモ行進が行われたことが書かれておりました。

11月16日、先週に引き続き、朝倉市内でマンション建設計画中止を訴えるデモが開催されました。当日は、約80人が参加され、甘木公園から総合市民センター間を行進し、デモ終了後は街宣活動及び署名活動が行われております。

11月18日、市が市議会全員協議会でマンション計画に関するこれまでの経緯や現在の状況、マンション計画予定地付近の関係事業者について市議会へ情報共有を行ったところでございます。11月27日、朝倉市長宛てにマンション建設計画に関する住民説明会開催を求める朝倉市民2,395名の署名が提出されました。署名を提出された代表者からはこの署名は建設事業者から市民に対し、住民説明会開催を要望するものであり、市から建設事業者へ住民説明会開催を促してほしいという趣旨でございました。この署名の提出を受けた4日後の12月1日、建設事業者に対しまして市に提出された2,395名の署名の趣旨を伝え、市民に対する事業説明会の開催を要請したところでございます。

以上、市がマンション建設計画に関する情報でございます。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） ありがとうございます。やっぱり気になりましたのは、住民が心配しておる上下水道へのことや林市長が市長会で国に対して地方から声を上げていくことが重要と言われたことは、地方ではどうしようもないと思われて、こういう発言をされたかなと思っておりますし、もう一つ、予定地を所有するオーナーが土地開発に協力する話は白紙に戻す件など、いろいろと何かこの件についてはころころと変わりますので、ちょっとどういうことかなと思いつつながら心配しております。

私の手元には、この件に関して、もっと多くの情報が寄せられております。それは、令和6年4月25日から始まり、4月30日、5月8日、5月18日、6月23日、6月24日、25日、7月6日、8月5日、8月8日、9月、10月2日、7年になりまして9月19日、9月24日、9月25日、9月26日、9月29日、9月30日と地区からのいろいろな情報が入っておりますが、メディア関係も含めて、全ての報告をしていただきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 先ほどこの案件に関しますこれまでの経緯について時系列で説明させていただきましたが、今議員が言われましたそれ以外の日付の情報は、おそ

らく地元がこの案件に関するこれまでの経過について整理されたものであろうというふう
に思っております。一部については市も把握をしているところがございますけれども、地
元が独自で事業者やメディア関係者とやり取りを行ったなどの情報までは把握をしていな
いところでございます。ちなみに、4月25日、それから6月18日、6月24日、これらの日
では、地元説明会前の市と地元の情報共有であったり、要望書作成に向けた地元との情報
確認というものは行っておるところでございます。

なお、市がメディア対応を行ったものについては把握できているものでテレビ局7社、
新聞4社でございますが、メディア対応は令和7年9月中旬から現在に至るまで直接、ま
たは電話による取材等、複数回にわたり行われてきておりますので、対応した日付までは
整理ができていない状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） どう言いましょう。土地をどう使うかの開発行為の許可や、違
ね、白紙になるという問題があった。白紙になるのかな、ならないのかなと全く分からな
いことですが、もし白紙になったとしても、今後このような計画が持ち上がらないとも限
らない。そのときに、事業者や県との協議は行われるのか、建設に関しては、今後どのよ
うな手続を必要とし、開発許可や建設確認申請の状況など、市はどのように関与できるの
か、そしてどんな手続が完了すれば、有無を言わずに建設できるのか、そこら辺の情報
をお願いします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） このようなマンション建設を計画する場合の一般論とし
ましては、主な法的手続として、開発行為と建築確認がございます。まず、開発行為につ
きましては、都市計画法第33条に規定されております。条文の趣旨は、都道府県知事は開
発許可の申請があった場合において、当該の申請に係る開発行為が基準に適合しており、
かつその申請手続が都市計画法または同法に基づく命令の規定に違反していないと認める
ときは、開発許可をしなければならないというふうにされております。本市の場合、開発
面積が3,000平方メートル以上の場合、案件が対象となります。また、建築確認は建築基
準法第6条に規定されておまして、福岡県、または指定確認検査機関に申請することと
なっております。

条文の趣旨としましては、建築主は建築基準法で規定する建築物を建築しようとする場
合においては、当該工事に着手する前に建築基準関係規定に適合するものであることにつ
いて確認の申請を提出して、建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければなら
ないというふうにされております。

今説明しました開発行為と建築確認のいずれも関係書類や手続に違反がない、あるいは
適合することで許可されることとなっております、これらの手続を踏めば法的には建築
が可能ということでございます。また、これらのことに対しまして市はどのように関与で

きるのかということでございますけども、市としましては、この開発許可や建築確認の権限は持っていませんけども、開発行為につきましては法令遵守や地域への配慮等に対しまして、事業者の積極的な協力を求めて適切な指導を行うこととしております。その目的は、開発行為が周辺の環境への影響を考慮し、良好な住環境の保全となるように努めるということでございます。そのため、市は事業者に対し必要に応じて地域住民との協議や説明会の開催を求めるなどの役割も持っております。今回の事案に対しましては、市に対し1,200件を超える抗議や苦情の電話とメールがあつていること、また市内での反対のデモがあつたこと、さらには、住民説明会を求める2,395人からの署名が提出されたことなどについて建設事業者に対し説明し、市民や地域の考え、反応に理解を求めているところでございます。さらには、報道に大きく取り上げられたことも建設事業者に説明をしております。建設事業者がこのような状況を踏まえ計画を取り下げるといふ結果もあるといふふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 建設を取り下げるっちゅうことは置いておきまして、分からないことだから、どうなることかはこれから先分からないことだから、それは置いておきまして、やはり、市が関与しなければ、それは住民は非常に不安に思いますよ。私の感覚的には、これを言っているのかどうか分からんけれど、地域の皆様が私に対してワンワン、何か、どうなるのだ、どうなるのだ、危ないじゃないかというようなことをワンワン言っただけのことにはありませんでした。冷静に、どげんなるっちやろうかな、このまんまでっちゅうような話はたびたびはしましたが、今のように炎上したというような感じの、私がですよ、それはたまたま私に言われなかったのかもしれませんが、そういうものはなかったです。でも、何でやろうかって思ったとおりですよ。したら、ふと思つたら、今報告されたように、何回も何回も地元と話し合われた、そしてかつ地元と話し合われたことを必ず事業者に対して報告し、それをまた地元に戻された。この市民に寄り添う姿勢が今回のその地区の住民たちが安心はしていないでしょうけれど、ちょっと落ち着いてあるっちゅうところにつながっていくのではないかと私は思っておりますので、今後ともどうかこのような対応、それは大変でしょう。1日おきにどんどん何か言うてくる、電話がかかってくる、市の仕事も大変な中に大変とは思いますが、やっぱり行政として市民に寄り添う姿勢はとても大事だと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

市民がえらい心配している立石地区としての水源や医療や教育、インフラの負荷についてもお尋ねします。

まず、水源についてお尋ねします。何がいかんち、朝倉市の上下水道の遅れが一番の問題でしょう。企業誘致するにも、何をすることも、上下水道はきちっと整備しとかなくちゃできないでしょう。だからあの辺に何ちゅう、下水道のまだ整備も今始まっておりますが、できてないということとかが、今度に市民の皆さんにえらい不安になる、やっぱり思いま

すよ。井戸をどんどん掘って、自分が、うちも井戸ですもんね。水道は来てない、下水は来てるけど。そして、田んぼが少なくなったので、水もしっかり持たないちゅうこつは、地下水の水位ももしかしたら落ちてくるかもしれん、これ以上にまた井戸水を取られたら、地域はどうなるのという心配もありましようし、やはり何ちゅうかな、排水も合併槽はいばってん、それから出てくる水は佐田川に流すっちゃうろかとか、いろいろ思いがあると思いますので、上下水道課長もそこに見えますが、心して上下水道の整備をお願いしますよ。

もう一つ、この件に対して、柿原からの心配ではありませんが、今工事されよる下水道工事は、あれはマンション建設があるけんそげなことしよんなるっちゃないねちゅうような、何ちゅうとやろか、柿原が待ちに待ったその下水道工事なのに、全く関係ないのにそういうふうなことも言われておりますので、今の柿原地区の工事についてもちょっと説明をお願いします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 水源と排水ということでございますので、まず、水源について説明をさせていただきます。

このマンション建設に伴う水源への影響についてでございますけども、建設事業者は令和6年5月18日の地元への説明会の中で、給水については専用井戸水を使用する考えを示しております。このようなマンション建設により、地下水を多量にくみ上げたことで周辺地域の井戸の水位が低下し、水量が減り井戸枯れを起こす恐れがございます。そのような理由もあって、井戸水の使用については地元からも明確に反対意見が出されております。そのため、市としても建設事業者に対しまして、地元の意向を踏まえた対応をお願いしており、今後も引き続き地元の意向を強く伝えていきたいというふうに考えております。

また、現在、施工中の下水道工事でございますが、これは、下水道区域内の計画的な工事でございます。工事範囲は国道386号南側から柿原公民館東までとなっております。したがって、マンション計画地への下水道工事ではございません。以上です。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） ありがとうございます。どうしても、どっちしたとしても、下水道工事はどこの地区も早くしていただきたいし、みんな水洗便所を願っておりますので、一刻も早くこの事業が進みますようお願いをいたします。課長一言何かありませんか、頑張りますとかなんとか。

○議長（小島清人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹井 智君） 急に振られましたので、ちょっとどきっとしておりますが、やはり私ども今予算の範囲内で一生懸命進めさせていただいているところでございます。非常に状況としては予算が厳しい状況の中で、地元の協力を得ながら、今後も粛々と予定どおり事業が進みますように努力してまいりますので、今後とも協力のほうをよろし

くお願いいたします。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） お願いしますよ。水洗トイレはどこも望んだところですので、一刻も早い工事をお願いしておきます。

次に、外国人により……6月の質問もありますよね、高額医療が何とやらとか、外国人が来ると医療費が高くなって保険料が上がるっちゃんいかとか、ちょっといろいろな心配がありますが、もともと国民健康保険っちゃんうのは、高齢化によって保険が上がるっちゃんいかな、高齢化すると病院を余計使いますので、保険料は上がるんじゃないかなと私は思っておりますが、仮に外国人が増えることで保険料の負担増の心配があると思われませんか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 国民健康保険の現状について説明申し上げます。

令和6年度における朝倉市の国民健康保険被保険者に占める外国人の割合は1.5%となっております。これに対しまして、医療費につきましては総医療費に占める外国人被保険者の医療費の割合は0.33%、また、高額医療費の総額に占める外国人被保険者の高額医療費の割合は0.07%となっております。このことから、国民健康保険被保険者に占める外国人の割合と比べて、医療費や高額医療費において外国人被保険者の占める割合が特段に高い状況ではないものと認識しております。現時点におきましては、過度な負荷を与えている状況ではないと考えております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 今朝倉市に入ってきている外国人の皆様は、若い人が多いような気がしますので、国民健康保険というよりも仕事で入ってきてあるのでしょうかから、社会保険の加入率も高いでしょうし、やはり国民保険に入れるのはある程度高齢者と思われるので、それでは今の時点では、外国の方が見えて朝倉市の国民健康保険の保険料が一気に上がるということは考えられないということですね。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 朝倉市の国民健康保険は0歳から74歳までの被保険者で構成されておりますので、現時点では外国人の方が入ってこられて国民健康保険がすぐに伸びていくという状況ではございません。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） ありがとうございます。じゃあ、次に、教育インフラについてお尋ねをいたします。

皆様も御存じのように、立石小学校は児童数の増加により、何年もかけてやっと増築工事が完了いたしました。それでもまだまだ十分ではないような気がします。特に運動場も狭くなり、駐車場もいっぱいいっぱい、余裕のない中に児童が増えることの心配が住民

にはあるようですが、このことについて教育委員会はどうお考えでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） まずマンション建設に関しまして、どの学年の児童がどのくらい入学するか全く想定できない状況の中では、対策が必要なのか必要でないのか、判断ができない状況であるということを申し伝えます。今回のマンション建設に限らず、一般的に児童生徒が増加する場合におきましては、学級編成や教室など、また外国人の子どもの場合については日本語指導体制など、学校運営上様々な課題に適切に対応していく必要があると考えております。立石小学校に限らず、学校の教育環境は子どもたちが安心安全に学校生活を送れるよう、社会情勢や児童生徒の状況に応じて柔軟に対応してきたところでございますけれども、今後も最小の経費で最大の効果が上げられますよう、計画的に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） 立石小学校の増築工事があんなに遅くなったのも、私ずっと言いよりましたよね。女性の職員便所は何十人もおる女性職員の中で2つか3つしかないのに、病気の原因ではなかろうかとか、教育は非常に大事なことと思われるんですよ。思います。だから、もし今児童数が増えたら、どげな対策を打たないかんとか、いろいろ想定はしておかなければいけないと思うんですよ。来てからばたばたじゃ何もできんし、もしそういうことがあったときは、どうしようかというようなことを考えてやっていかなければならないと思います。

それが、ちょっと今回の問題とは関係ないけど、一番思えるのは小学校のトイレ工事です。まだ小学校のトイレ……もうずーっと昔から言いよるのに、なかなか前さ進まないし、それは教育インフラに対する思いが足らんとじゃなかろうか。私は思いながら、今回のこの子どもたちが増えたらどうするか。ちゅう質問をしましたので、今後教育委員会としたら、子どもが増えたらどうするか、子どもが減ったらどうするか、学校の環境はこうあらなければならないというようなことを、何となく話し合いながらしてほしいと思うんですよ。そこら辺はどう思われます。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 議員申されますように、いろいろな状態、状況を想定いたしまして今後とも計画的に事業を実施していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） よろしくお願ひします。私が一番何でこげな大きな反対運動が起きたとやろうか。ちゅう思うたり、もう一つ不思議に思うのは、今回のマンション建設に中国人を何十%呼びますよ、どこどこの人を何十%ですよ、日本人……とかいう最初にあったんですよ、それが、その説明が。

そのときに、そしてこの反対運動でしょ。何のためにそういうことを報告してマンショ

ンを建設するのかなと、ちょっと不思議に思ったんですよ。何もそげなことは言わんでっ
ちゃ、ばたばた申請許可書を出して建設許可を取りさえすりゃマンション建設はできたで
しょう。それなのに、なぜそういうことを一々地域にも報告しながら、この件が反対運動
に向かっていったのかなと私はいつも不思議に思っていたんですが、こういうことを言っ
ていいのか悪いのか分かりませんが、持ち主は日本の方ですよ。ただ、建設だけが中国
の方च्छゅうことでしたね。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 土地を所有する企業の代表の方は日本の方です。建設業
者については、中国の方が代表というふうに聞いております。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） そこなんですよ。もしかして中国の方は、私たちが日本が住み
やすくて立派な国だと私は思っております。私は日本が好きです。でも、その方は中国が
好きなんじゃないでしょうかね。分かりませんよ、中国が好きで中国は立派な国だと思
い込んで、この件をアピールすれば日本の人も喜んでくれるのではないかとちょっと思われ
たのではないかなと私は思うんですよ。そうしたら一々言う必要もなかった。マンション
をばたばたと建ててしまえばそれで終わったんだからと、私はもう要らぬことですが、そ
んな解釈をしております。自分の国をすばらしい国と思うことはとても大事なことですし、
もしかしたら何か勘違いしなかったかなと思うのが私の意見です。

今度の反対運動は、分かりますよ、今のこの国際情勢だから。でも間違った情報が「ど
んどん何千人も入ってくるげな。朝倉市の人口5万弱のところ、何千人も中国人が入っ
てくるげな」とか、何かいろんなことが、……どこ行ったかな、ビラとかがどんどん配ら
れて、やっぱりえらい不安になって、やっぱり反対運動の高まりになったと思われるん
です。

でも、今回の行政と住民が淡々と対話をすることで、何となく落ち着いておられる。だ
けれど、今後も住民への情報の共有や、住民だけじゃなくて誰もが「私はこう思う」とい
う意思表示の場をどっかに設けちょかにやいかんと思うとですよ。だから、そういうこと
はちょっと考えてありますかね。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 冒頭、経過の中でも御説明させていただきましたけれど
も、11月9日と16日にマンション建設計画に反対するデモが朝倉市内で行われまして、そ
の後の27日に2,395人からの建設事業者主催の市民に対する事業説明会の開催を求める署
名が、市のほうへ提出されております。

御署名をいただいた代表の方からも、署名の趣旨は建設事業者に対し住民説明会の開催
を求めるものであり、市は建設事業者に対し、住民説明会を開催するよう促してほしいと
いう趣旨であることを確認しておりまして、12月1日に既に建設事業者へ伝えたところで

ございます。

市民に対する事業説明会の開催を要請いたしまして、今後もこの開催の可否につきましては、建設事業者へ随時確認を行っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） よろしくお願いいたします。住民の意見が反映できる環境を整えていただきたいと思います。重要なことです。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

次に、多文化共生とコミュニティ参加についてお尋ねをいたします。

朝倉市の人口は5万を割り、少子高齢化が進み、労働力不足や地域の担い手不足は深刻化しております。労働者の受入れは一定の必要性があり、在留外国人は1,218人、朝倉市における外国人の必要性は、人口減少や地域経済の活性化に直結しています。急激な外国人増加に対する不安に、来てほしくないという声は大きく、言語や文化の違いによるトラブルも懸念されます。

朝倉市における外国人は、人口減少対策、経済活性化の観点からも必要と思われれます。しかし、急激な変化に対する住民の不安や安全保障上の懸念も無視できません。今後は、今までのように地域住民と丁寧な対話と段階的な受入れをお願いしたいと思います。

これは余談ではありますが、私は以前コミュニティで外国人との交流は、ギョーザづくりをやりました。彼はこう言ったんですよ。「日本ちゅう国はなんちゅうすばらしい国やろか。僕は生まれたときから日本ちゅう国はとんでもない国ちゅう教育を受けて育ちましたが、ここに来て働いてみるとここはすばらしい国です。まず情報が、総理大臣の悪口を言おうが、誰の悪口を言おうが、罰せられるようなことが一つもなく、わあ、すばらしい国だと思った」というふうなことを聞きました。

グリーンカレーも作ったんですけど、どこの国の人やったか忘れたけど、何と御飯じゃなくてそうめんの上にグリーンカレーをかけて食べて、とてもおいしかったことを思い出しております。

どうしても労働力不足は、介護や建設や農業などに、やはり外国人労働者を受け入れなくてはならないようなことですね。だから、でも何としても摩擦は減らさないかん、外国人との摩擦は減らさないかんので、今後の校長先生も困っちゃろうと思いますよ。

外国人が入ってくりゃ、多言語化の対策や地域の交流イベントや多文化対応など、市として何かの対策を組まにゃいかんと思いますので、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） それでは、私のほうからは学校における多文化対応について説明をさせていただきます。

学校におきましては、これまでも行ってきた3つの面からの対応を継続して行っていきたいというふうに考えております。

1つ目が、外国籍の児童生徒の居場所づくりや仲間づくりといったものでございます。現在、各学校に在籍している外国籍の児童生徒に対しまして、多くの教職員で関わり、定期的に状況や課題等を共有し、改善策を検討しております。

今後も同様な取組を続けまして、学級や学校での居場所づくりや仲間づくりを大切にしていきたいというふうに思っております。

2つ目ですが、外国籍の児童生徒への学びの保障を行うこととしております。現在も、県費負担の日本語指導教員が1名配置をされておまして、日本語指導を希望している児童生徒へ個別指導を行っております。

また、全児童生徒へ配付しておりますタブレットパソコン、この翻訳機能を使いまして、多言語に対応している状況でございます。

3つ目ですが、外国の文化等への理解の促進としております。国際交流の一環として、外国の学校と交流している学校もございます。特に、インターネットが発達し、オンライン上での簡単に外国の児童生徒との交流を図ることができるようになっております。

また、総合的な学習の時間に、国際交流の内容について積極的に取り組んでいる学校もございます。今後も、子どもたちが多文化理解を深められるような取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 私のほうからは地域交流イベント、そういうふうなところの面でお答えさせていただきます。

議員が申されますように、地域交流イベント等において外国の方と交流することは、とても大切なことだと思います。今後も、そういうふうな交流を促進する働きかけも行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 私のほうから多文化共生ということでお話をさせていただきます。

外国人住民と日本人が互いに文化の違いを理解し合って、地域の社会の一員として共に暮らす多文化共生社会の構築は、全国的にも求められているところでございます。

本市では、今年度普通の日本語よりも簡単で外国人にも分かりやすい優しい日本語を使った日本での習慣や、ルールなどについて説明する外国人向けの生活ガイドブックの作成を計画しております。

また、ごみの出し方につきましては、市のごみ出しルールを外国人にも理解してもらうために、家庭ごみの正しい分け方・出し方の4か国語版の説明文書を作成しているところでございます。

また、職員向けに優しい日本語研修を実施をしまして、窓口部門を中心とした職員50人

が参加をしたところでございます。

優しい日本語というのは、難しい言葉を言い換えるということで、相手に配慮した分かりやすい日本語のことでございまして、外国人だけではなく高齢者、それから障がい者、子どもなど、みんなに分かりやすく日本語を伝えるというものでございます。

例えば、「土足禁止」というのを、「靴を脱いでください」と言い換えたりするようなものでございます。市では、市民サービスの向上につなげることを目的に取組を進めておりますけれども、今後はこのような多文化共生に関する研修を希望するような地域コミュニティでありますとか、外国人を雇用している企業などに対しても取組を進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 14番柴山議員。

○14番（柴山恭子君） ありがとうございます。国家レベルでは、観光客や外国人排除の動きがあります。しかし、日常生活の中で外国人や異文化と接する機会は多くあります。外部に依存しない強い地域をつくり上げることは大事です。

しかし、個人としては多様な人々と共に生きる柔軟さは、これからの社会に必要だと考えます。今後の取組に期待して、この朝倉市がより発展するように願っております。

後は時間が足りませんので、要らんことまでしゃべってしまいましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 14番柴山恭子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時零分休憩